

わが家のアイドル



立野にお住いの

山崎 初規さん・ちひろさんの

長男 ^{とうま}斗真くん (8歳8か月)

次男 ^{りくと}陸斗くん (6歳10か月)

長女 ^{えま}咲茉ちゃん (1歳2か月)

こんにちは。えまです。

私、ちょっとだけ歩けるようになったの♡

これから、にいに達といっばいお散歩する

のが楽しみなんだ～♡

みなさんのお宅のアイドルを募集しております。市役所へどしどしお寄せください！

結婚新生活支援補助金 新婚夫婦の新生活を応援します！！

補助対象経費

- ・住居費
新規住宅購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
※地代、光熱費、設備購入費等は対象外。
- ・引越費用
(引越業者又は運送業者に支払った費用)

住居費・引越費用を補助します。

必要事項

今回から必須となった講座の受講はインターネットを利用して受講できます。県ホームページ内にある3つの教材のうち、どれか1つを受講いただき、受講後アンケートに回答すると受講証明書が発行されますので、申請時に必要書類と一緒に提出してください。

補助額

住居費と引越費用の合計額を対象に夫婦共に29歳以下の世帯
上限60万円
その他の世帯 上限30万円



県ホームページQR

補助対象世帯・条件

- ①令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された世帯であること。
- ②令和2年中の夫婦の年間所得が400万円未満であること。
※貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、所得から控除します。
- ③令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に結婚を機に新たに市内に住居を購入、賃借した世帯、引越しをした世帯であること。
- ④対象となる住居が市内にあり、補助金交付申請時に市内に住所を有していること。
- ⑤婚姻の届出日において、夫婦のいずれも年齢が39歳以下であること。
- ⑥他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- ⑦過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがないこと。
- ⑧結婚、妊娠・出産子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に資する講座等を受講していること。

問合せ先 福祉事務所社会福祉係 (窓口⑥) ☎2216

つながる下田、つなげる下水道

公共下水接続助成金拡充へ！！

浄化槽の処理対象人員に応じて 限度額 7万円～50万円の補助 (新築工事に伴うものは除く) ※令和5年3月31日まで



市ホームページQR